

2015年9月11日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

日本共産党兵庫県会議員団
団 長 ねりき 恵子

2016年度予算編成にあたっての重要政策提言

違憲の戦争法案、米軍新基地建設、原発再稼働、労働者派遣法の大改悪、日本の農業と経済主権をアメリカに売り渡すTPP問題など、安倍政権は、あらゆる分野で国民多数の民意を踏みにじり、民主主義破壊の暴走を加速しています。しかし、この暴走政治に安倍政権ノーの声が首相官邸を包囲しています。

とりわけ戦争法案をめぐるのは、今国会での廃案の一点で、空前の規模で国民のたたかいが日本列島をおおい、世論調査では5割～6割が法案に反対し、内閣支持率も低迷するなど、国会論戦と国民の運動が安倍政権を追い詰めています。

井戸知事は、戦争法案の問題で、「国民の納得が得られるよう、十分かつ慎重な審議を」と表明したものの、エネルギー政策では、危険な原発を「ベースロード電源」として必要との立場から原発再稼働を容認。経済政策でも破たんがあらわになっているアベノミクスを率先して受け入れ、消費税増税も積極的に推進し、その上に、県「行革」で福祉や医療等を削減しています。

このような国政、県政の下で、県民のくらしや中小企業の営業は、よくなるどころか消費税増税による追い打ちなどで深刻な事態におちいつています。

2016年度の予算編成に当たり、これら県民の暮らしや中小企業の営業の実態を見定め、憲法を暮らしに活かし、暮らし第一の県政に転換することを求め、206項目の重要政策提言を行うものです。

第1. 国の改憲への暴走を許さず、憲法を生かし、住民が主人公、恒久平和の実現に寄与する県政を

安倍自公政権は、国民多数の反対の声に背いて、一昨年の特定秘密保護法強

行、昨年の集団的自衛権行使容認の「閣議決定」につづき、安保関連法案＝戦争法案を押し通そうとしている。この法案は、「憲法 9 条のもとでは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を 180 度転換し、日本を「海外で戦争する国」にするものであり、立憲主義を根底から否定するものである。

また、安倍首相が 8 月 14 日に発表した戦後 70 年談話―「安倍談話」は、「侵略」「植民地支配」「反省」「お詫び」などの文言がちりばめられているものの、日本が「国策を謝り」、「植民地支配と侵略」を行ったという歴史認識を語らず、首相自らの言葉として「反省」「お詫び」を表明せず、全体として、戦後 50 年に「村山談話」が表明した立場を投げ捨てるに等しいものであり、この談話に対し国内外から批判の声が上がったことは当然である。

安倍自公政権の暴走政治に対し、これまでにない広範な人々が抗議の声を上げ、立ち上がっている。今こそ住民の命と財産を守るために、国の暴走政治に歯止めをかけ、憲法を守り生かす立場が地方自治体に求められている。

1. 安保関連法案＝戦争法案の廃案、平和憲法の遵守、紛争を外交で解決することを徹底するよう、国に求めること。
2. 特定秘密保護法の廃止を国に求めること。
3. 自衛隊の県内での大規模演習や日米共同訓練等に反対し、県施設の提供を行わないこと。自衛隊の個人情報収集・勧誘活動への協力や、自衛隊を「トライやるウィーク」での実習先とすることはやめること。
4. 県民を危険にさらしている米軍機の低空飛行訓練は、直ちに中止するよう米軍と国に求めること。防災に名を借りたオスプレイ等の米軍機の配備・訓練拡大を行わないよう国に求めるとともに、県としての協力要請は行わないこと。
5. 県として「非核平和宣言」を行うとともに、県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を導入すること。県内の被爆者支援を充実するとともに、被爆の実相を伝える事業を県として行うこと。NPT再検討会議の成果の上に立って、核兵器廃絶を国に強く求めること。
6. 北東アジア地域自治体連合参加自治体として、過去の侵略戦争と植民地支配の反省にたった交流・発展の共同をすすめること。「従軍慰安婦」問題について、国の責任を明確にした解決を働きかけること。歴史教科書等への内

容・選択に行政が介入しないこと。

7. 憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に生かすことを国に求めるとともに、憲法を根幹にした県政を推進すること。

① 生存権をおびやかす、「骨太方針2015」の国の社会保障給付抑制路線に反対し、必要な財源確保を国に求めること。

② 男女平等の実現に向け、男女共同参画社会づくり条例に基づき施策を強化すること。男女がともに安心して子育てしながら働き続けられる条件整備、女性の貧困をなくすためのひとり親家庭支援、DV対策等を強化すること。2020年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にするという政府目標の達成にむけ、県職員の管理職への女性の登用率目標を引き上げること。

③ 障害者差別解消基本条例の制定を検討すること。

④ 在日外国人らに対するヘイト・スピーチ（差別煽動表現）を規制する対策を講じること。検定教科書不使用を理由にした朝鮮学校など外国人学校への補助金削減を撤回しもとに戻すこと。

⑤ 性的マイノリティの人権を守る施策を強化すること。支援団体と連携した相談窓口の設置、学校への啓発パンフレットの配布などを県として行うこと。

8. マイナンバーは、一元管理や情報流出の懸念があり、実施の中止を国に求めること。

9. 県内で働く人の収入が増え、県民の家計があたためられてこそ、税収確保もできるという立場で税財政対策を行うこと。消費税率の10%引き上げに反対すること。

10. 「世界で一番企業が活躍しやすい国」になるために、「規制緩和」をおこない、くらしや地域経済を守るルールを破壊することにつながる国家戦略特区に反対すること。とりわけ、「関西圏区域会議」において、大企業優遇策、地域独自の法人税の引き下げ、労働時間の規制緩和などに反対すること。

11. 関西広域連合は、国の出先機関を廃止し、丸ごと移管を強く求め、その「受け皿」となることをすすめているが、憲法で掲げた国民の権利を保障する国の責任を後退させ、小規模自治体の防災などにも大きく影響を与える危

険がある。

関西広域連合における国の出先機関「丸ごと移管」の受け皿づくりをやめて、国出先機関の原則廃止・「丸ごと移管」に反対すること。

- 1 2. 市町への権限移譲について、県が責任をもつべきものを押し付けることはやめること。
- 1 3. 住民サービスの担い手である県職員の定数削減と給与カットを中止すること。非正規職員の処遇を改善するとともに、「公契約条例」制定で官製ワーキングプアをなくすこと。また、住民の福祉・くらし・教育にかかわる分野の公務の民間委託はやめること。

第2. 災害から県民の命と暮らしを守る兵庫県に

近年、東日本大震災だけでなく、台風や豪雨、土砂災害など大規模な災害が毎年のように頻発している。福島原発事故の放射能汚染はさらに拡大するなど深刻さを増している。災害や事故から命と暮らしを守る政治が強く求められている。そのための人的体制の強化とハード対策、ソフト対策の強化が求められている。

1. 県独自の被災者への公的支援を、少なくとも2004年に実施した水準まで復活し、台風・豪雨被災者に適用すること。「被災者生活再建支援法」や「災害救助法」について、適用戸数の柔軟化や一部損壊も対象にするなど支援金増額も含めた改正を国に求めること。また、被災した店舗・工場も支援対象にするよう国に求めるとともに、県としても支援制度をつくること。
2. 土砂災害警戒区域の対策を急ぐこと。また、特別警戒区域指定を早期に進めるとともに、指定に至る前でも既存住宅の構造強化に対する支援を行うこと。宅地開発を規制・抑制する開発指導を進めること。
3. 南海トラフ巨大地震の浸水想定、被害想定について、防潮堤・堤防や埋立

地などの液状化被害の想定が不十分であることや、原油流出や影響予測などのコンビナート津波火災が想定されていないなどを認識し、さらに検討をすすめること。

4. 住民参加で、浸水想定地域や土砂災害警戒区域などにある避難所の安全対策をすすめ、コミュニティ単位での「防災まちづくり計画」を推進するための支援を、市町とともに行うこと。
5. 阪神淡路大震災被災者のUR借り上げ復興公営住宅について、入居者の追い出しを中止し、希望者全員が安心して住み続けられるようにすること。
6. 耐震化補助の予算を増額し、民間住宅の耐震診断を無料にし、住宅耐震化を抜本的に促進すること。公的施設や社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。
7. 災害援護資金貸付金については、国が自治体の判断で返済免除できるとしたことを受け、少額返済者など生活困窮者はすべて免除対象者とするなど、被災者の実態に見合った返済免除がすすむよう、県として市町を支援すること。
8. 消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、消防職員の増員や、消防水利施設の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。
9. 兵庫県内に避難している東日本大震災被災者にたいし、県として、県営住宅の「見なし仮設」提供などの支援を1年ごとの更新でなく、独自に延長すること。福島等からの自主避難者に対しても支援を打ち切らず継続すること。

第3. 原発からの撤退、再生可能エネルギー導入、公害防止と環境保全のために

九州電力・川内原発の再稼働が行われたが、多くの国民は、原発の安全性や将来のエネルギー計画について、さまざまな意見、疑問を持っている。国民的な議論で、再稼働をやめ、原発ゼロの日本にすすむことが求められている。

1. 政府にたいし、川内原発や福井の原発群をはじめとする原発再稼働をやめ、原発輸出政策を中止するよう求めること。
2. 兵庫県のエネルギー長期展望については、「ベースロード電源」として原発に依存し、石炭火力発電をすすめる姿勢をあらため、原発ゼロ、脱化石燃料を柱にして、再生可能エネルギーの2030年目標を40%に引き上げること。
3. 関西電力にたいし、電力料金の値上げを抑制することを求め、高浜・大飯、美浜などの再稼働計画の中止、高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉を申し入れること。
4. 実効ある地球温暖化防止対策のため、現行の、2020年度の90年度比3%削減目標を大幅に引き上げること。排出量の半分を占めている、条例対象事業所をはじめ大規模事業所に温室効果ガスの排出総量削減を義務付ける制度を導入し、特定物質排出状況と削減計画の公表は、事業者単位でなく事業所ごととすること。
5. 温暖化対策に逆行する、神戸製鋼所などによる石炭火力発電所の新設や、関西電力などによる燃料の石炭への切り替えは中止を求めること。燃料切り替えについて、新設時と同様のアセスメントを求めること。
6. 大気汚染対策について、半数の測定局で環境基準非達成（平成26年度）となっているPM2.5の成分分析と発生源の推定を進め、情報公開と、地域に応じて工場への指導強化や自動車排ガス規制の強化など、適切な対策を講じること。
7. 神鋼加古川工場や、新日鉄住金広畑製鋼所などで、降下煤塵の発生が自主管理目標値を上回るなど、飛散が続き、住民生活に影響を及ぼしていることから、改善の指導を強化すること。
8. 石綿（アスベスト）被害対策について
 - ① 認定基準を緩和するなど、すべての被害者、家族に、より充実した補償と救済を行うよう国に要望すること。今後被害のピークを迎えると予測されることから、健康福祉事務所をはじめ相談体制を強化し、関係機関と連携して、早期診断、治療、被害補償につなげるようにすること。

- ② 解体現場、搬送、最終処分場における埋め立てにおいて、違法行為が後をたたないことから、監視・立ち入り検査を強化すること。昨年明らかになった新日鉄住金広畑第一製鋼所内における件のような、自社敷地内におけるアスベストの違法処理についても厳しく対処すること。
- ③ 民間建築物にかかるアスベスト除去費用に対する補助制度を県としてつくること。

9. PCB の処理は、使用者が行うことになっているため、中小企業では処理費用が大きな負担となっていることから、中小企業へ費用助成をするなど安全な処理を行う対策をとること。保管状況の監視・指導を強化すること。

10. 産業廃棄物の不適正処理については、国の行政処分指針を基本に、行政処分・刑事告発を厳然と行い、悪質な事業者を排除し不法投棄の未然防止に努める産廃行政に転換すること。

11. 姫路、赤穂市など県内各地で産廃最終処分場計画が進められているが、いずれも浄水場、漁場周辺などで計画されており、専門家から「最終処分場計画地として不適格であることは明確」と指摘されている。不適格な計画地での産廃最終処分場建設を認めないこと。

第4. 福祉・医療の充実で、県民の命を守る県政に

成立した医療・介護総合法に伴い、介護保険利用料について、「一定以上の所得者」は2割に引き上げ、特養介護施設で利用者の締め出しを行っている。医療分野についても、急性期のベッド数削減や70～74才の窓口負担倍増など、介護・医療の大幅削減が実施され、「医療介護保険制度一括法」で国民健康保険制度の大改変も行われようとしている。

年金では、支給額の削減と年金控除額の引き下げによる課税強化、支給開始年齢の引き上げを、また、保育の公的責任をなげすめる子ども・子育て支援新制度を推進し、戦後作り上げられてきた社会保障制度をおおもとから解体させる内容となっている。

県の「第3次行革プラン」では、ひとり親家庭医療費助成の所得制限強化や、老人医療助成の所得制限強化や、老人医療費助成の低所得1割から2割への負担増などがすすめられている。医療・福祉などの県民サービスを削減するのではなく、充実することこそが、県民のいのちと暮らしを守る県政実現のために求められている。

1. 「県行革プラン」による、ひとり親家庭の対象者の削減や、老人医療費助成の2割負担などは元にもどすこと。障害者医療、乳幼児・こどもの医療費助成の削減を元にもどし、拡充へ転換を図ること。

2. 国民健康保険・後期高齢者医療制度について

- ① 国保の財政運営を2018年度から都道府県に担わせる都道府県化は、国に中止を求めること。県民のくらしと健康を守る国保制度再建のために、さらなる国庫負担の増額で高すぎる保険料を引き下げること。
- ② 国民健康保険料が高くて払えない世帯が県下で16.4%にのぼっている。国民健康保険料を引き下げるための県補助制度を創設すること。
- ③ 滞納を理由にした保険証の取り上げや財産差し押さえが、悪質滞納者だけでなく支払い能力のない低所得者にも及んでいる。医療を受ける権利を侵すことをやめ、資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。
- ④ 乳幼児・こどもの医療費などに独自の助成事業をおこなっている自治体への国のペナルティーをやめるよう、国に引き続き強力に働きかけること。
- ⑤ 後期高齢者医療制度をただちに廃止することを国に求めるとともに、保険料を引き下げ、県独自の減免制度をつくること。

3. 生活保護について

- ① 住宅扶助（家賃）基準や冬季加算の引き下げを元にもどすよう国に求めること。
- ② 基準引き下げにともなう、就学援助や各種減免制度等の基準引き下げ状況について調査し、是正すること。
- ③ 民法上の「扶養義務者」による扶養を要件にしたり、申請さえ受け付けないなどの「水際作戦」を行わないよう市町に徹底すること。ソーシャルワーカーを増やし、きめこまやかな体制となるよう支援を強化すること。

4. 医療体制について

- ① 医療・介護総合確保推進法による「地域医療構想（ビジョン）」の策定では、医療関係者はもちろん、幅広い県民の意見を反映し、国から示される病床削減数ありきの構想を策定しないこと。また、「医療介護推進基金」の活用は、必要な医療・介護基盤や医療介護従事者の確保・養成に使うこと。
- ② 県立こども病院のポートアイランド2期の神戸市立医療センター中央市民病院の隣接地への移転計画は、防災面、救急時のアクセス、また変異株を含むウイルスを扱うバイオ企業群によるバイオハザードの危険性、周産期医療の集約化など、多くの問題をはらんでいる。移転事業を中止し、安全な場所で建替えを行い、周産期医療の充実に寄与する計画に作り直すこと。
また、ポートアイランド2期に移転したとしても、県立こども病院で乳児期・小児期に手術や治療を受け、成人期以降も再手術や経過観察を含め通院が必要な患者が、継続して医療が受けられるような十分な成育医療は行えない。移転計画を見直したうえで、県立こども病院を成育医療センターとして拡充すること。
- ③ 県立こども病院の跡地についても、患者・地元住民や医療機関等の意見を十分反映させること。
- ④ 県立淡路医療センターの医療体制の充実を図ること。また、災害拠点病院としての機能が果たせるようさらなる対策をとること。
- ⑤ 救急医療二次輪番病院への補助制度を創設するとともに、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。
- ⑥ 県立病院の独立行政法人化は行わないこと。
- ⑦ 県立病院の一般外来看護師や事務職、技能事務職の削減をやめること。
- ⑧ 事実上の混合診療である「患者申出療養（仮称）」制度に反対すること。
- ⑨ 国に対し、入院給食の自己負担引き上げを中止するよう求めること。

5. 難病対策について

「難病患者に関する医療等に関する法律」は、対象疾患、医療費の自己負担、小児慢性疾患の成人継続治療などについて課題が残されている。

- ① 人工呼吸器の使用など、低所得の重症患者の自己負担の無料化を継続するよう国に求めるとともに、県として軽減すること。
- ② 特定医療費の支給にかかる患者・家族の手続きを簡素化し、負担を軽減すること。
- ③ 療養生活環境整備事業を患者の要望にそって確実に実施すること。
- ④ 障害者総合支援法により新たに支援の対象となった難病患者に制度の周知を徹底するとともに、支援を必要としながら障害者支援にも難病対策にもあてはまらない患者の救済をはかること。

6. 障害者施策について

- ① 障害を自己責任とみなし、「応益負担」を課す障害者自立支援法は、名称だけを変更した障害者総合支援法に変わった。訴訟団と国との「基本合意」に立ち返り、「骨格提言」にそった「障害者総合福祉法」へ改善されるよう国に求めること。
- ② 腎機能障害者に対する兵庫県独自の認定基準を設けて、すべての透析患者が障害等級1級に認定されるようにすること。
- ③ 重度障害者医療費助成事業の対象となる精神障害者を、精神障害者保健福祉手帳2級まで拡充すること。
- ④ 在宅重度心身障害者（児）介護手当制度を改悪前に戻すこと。
- ⑤ 法内施設に移行できない小規模作業所への県独自の支援は、引き続き行うこと。
- ⑥ 移動支援などのサービスを実際には提供できない事業所が多く生じていることから、地域生活支援事業に対する県の財政支援を強め、事業所が確実にサービスを実施できるよう支援すること。
- ⑦ 入所施設やグループホームを抜本的に増設し、地域での生活を保障すること。精神科病院の病棟・病床の一部を「居住系施設」に転換する国の方針には反対すること。
- ⑧ ジョブコーチ制度や職業訓練や資格取得の支援を拡充し、企業等における雇用率の引き上げをはかること。障害者手帳を持たない難病患者等の就労を支援すること。
- ⑨ 障害者施設への退職共済の公費助成廃止は、低い賃金水準に、退職金も保障されないなど、いまでも深刻な人手不足にさらに拍車をかけるもので、廃止しないよう国に求めること。
- ⑩ 障害者差別解消基本条例とともに、手話を言語として位置付ける「手話言語条例」の制定をすすめること。

7. 介護保険について

- ① 介護報酬の大幅な引き下げによる事業者の廃・休止、サービスの中止などの影響を調査し、国に引き上げを求めること。
- ② 一定の所得がある利用者の利用料の2割引き上げや資産調査の中止を国に求めること。
- ③ 県独自の保険料・利用料の減免制度を創設すること。
- ④ 介護・福祉労働者の人材養成の事業を拡充し、処遇改善のための財政補助制度を復活、拡充すること。

- ⑤ 施設から在宅介護への移行を名目に 2025 年までの特別養護老人ホームの増床数を減らす県の方針を撤回し、市町ごとの実態に見合った新增設を行い、待機者（2 万 8 千人）を早急に解消すること。そのために整備費補助単価を引き上げること。
- ⑥ 社会福祉法人に対し、実態のない「内部留保」を前提に営利企業との「公平性」の名のもとに無料・低額の福祉サービス提供の責務を課し、「余裕財産」の地域公益活動への投下を義務付けることは、国の責任を投げ捨てるものであり、反対すること。

8. こども・子育て支援について

- ① こどもの健やかな育ちを支え、子育て世代応援の重要な柱である、こどもの医療費を、義務教育を終えるまで、通院も入院も、所得制限を撤廃して完全無料化すること。
- ② 1 次・2 次医療を一元的に受け入れることのできる小児救急医療体制の整備を急ぐこと。また、ほとんど常時満床で出生数に照らしても不足している N I C U をさらに増床し、「兵庫県周産期医療体制整備計画」に基づき、総合周産期母子医療センターを地域バランスも考慮して、県下で 5 か所以上整備するなど、周産期医療を拡充すること。
- ③ 妊婦健診は全額公費負担となるよう、県の補助を増やすこと。出産費用を補助する制度を創設すること。
- ④ 子ども・子育て支援新制度の実施にあたり、保育所や認定こども園等の運営費等について、従来の水準を下回らないように、国に財源確保を求めるとともに、県単独補助を維持・充実すること。また、待機児童の解消は、認可保育所の増設を基本にすること。3 歳児職員配置など、職員配置基準をさらに改善すること。
- ⑤ 保育料の第三子軽減制度は、所得制限を撤廃すること。また、保育料減免制度を充実すること。
- ⑥ 学童保育については、子ども・子育て支援新制度の実施にあたって、保育の量や質に格差が生まれないような県の支援が必要である。
 - ア. 運営費について、少なくとも従来の水準を下回らないように、国に財源確保を求めるとともに、県の補助を維持・充実すること。
 - イ. 定員や職員配置、開設日数・時間など、運営基準に極端な市町間格差が生まれることのないように市町を支援すること。
 - ウ. 保育士の処遇改善のための財源確保を国に求めるとともに、県としても財政支援を行うこと。保育士養成、研修制度などを充実すること。
- ⑦ 新婚世帯、子育て世代、母子・父子家庭に対する民間住宅家賃補助制度を

創設するとともに、県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。

⑧ ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンに対しての支援強化と、ワクチンの安全性の確保、向上を国に求めること。風疹ワクチンへの補助を求めること。

9. こども家庭センターの専門職員の増員や、一時保護所を各センターに設置するなど、市町との連携をより強化し、児童虐待を防止する対策をすすめること。

10. DV対策は、専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など支援体制を強化すること。また、民間シェルターへの助成を拡充すること。

11. 性暴力被害対策は、警察と連携を密にするとともに、性暴力被害者支援センターへの支援を強化すること。

12. 振り込め詐欺や送り付け商法、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどを使った悪徳商法など消費者被害が後を絶たない。消費者生活相談員など消費生活センターの職員は、安定した正規雇用とし、消費者行政を市町とともに拡充すること。

13. 物価スライドによる年金支給額の切り下げを中止し、最低保障年金制度を導入し、低年金・無年金者をなくすこと。

第5. すべての子どもの命、成長発達を支える教育への転換を

政府は、昨年の閣議決定にひきつづき安全保障関連法案を強行に押し通そうとし、教育行政では、教育委員会制度の改悪で教育への介入、上からの統制を強めようとしている。

教育予算を増額し、教育の無償化・負担の軽減、行き過ぎた競争教育からの脱却、「上からの統制」をやめて、子どもの権利を保障する立場から、豊かな教育環境を確立することが求められている。

1. 教育費の負担軽減・無償化をすすめること

- ① 義務教育は、無償が原則である。しかし、無償の対象は、授業料や教科書代などに限られ制服代、修学旅行費の積立などの負担が家計を圧迫している。義務教育に相応しく家計負担の解消を求めること。

また、就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。学校給食費の無償化を目指し、当面、必要な免除措置をすすめること。

- ② 父母や教職員らの長年の運動を受けて2010年4月に始まった公立高校無償化に対し、所得制限が導入された。生徒たちの間に分断を持ち込み、「社会全体で学びを支える」という教育無償化の理念に真っ向から逆らうものであり、所得制限を撤廃するよう国に求めること。

- ③ 私立高校の実質無償をめざし、私立高校就学支援金制度の所得制限を撤廃するよう国に求めること。授業料補助単価の引き上げ、「高校生就学支援基金」を入学金等にも拡大し恒久化すること。

また、県の授業料軽減についても、低所得者世帯にしばったものでなく、対象者すべてを軽減するとともに、県外通学者についても県内と同額に戻し、専門学校・外国人学校にも適用すること。

私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県としても拡充すること。

2. 教育条件の整備をすすめること

- ① 小学校4年生でとまったままの35人学級について、中学3年生までひろげること。さらに、30人以下・少人数学級をすすめるために、国の抜本的な教職員配置・定数改善を求めること。

- ② 安全で豊かな完全給食を全ての小・中・特別支援学校で実施し、学校給食を柱とする食育を推進すること。未実施の中学校での給食導入に県の補助制度をつくるとともに、「全員喫食」を基本とした「実施計画」とするよう市町に強くはたらきかけること。また、すでに給食を実施している市町に対する運営費補助制度を創設すること。

- ③ 阪神淡路大震災を経験した兵庫県での公立学校の耐震化の予算を大幅に引き上げ、早急に耐震化を100%にすること。

- ④ 普通教室のエアコンの設置予算を増やし、計画を前倒し、すすめること。

- ⑤ 「行革」により学校運営費が年々削減されており、「エアコンがあっても使えない」「図書も含め学校備品の購入ができない」など、学校教育に大きな支障がでている。県立学校の運営費を増額すること。

- ⑥ 中学校の武道必修化にともない柔道の事故が心配されている。指導体制がない中で、すすめないこと。

3. 障害児教育をもっとゆたかにすること

- ① 特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもたちが急増している。「分教室」の設置など安易な対策でなく、新たな施設整備を含め早急に改善すること。特に急がれる阪神間、神戸市東部に、分教室や既存学校への仮設校舎の設置で対処するのではなく、知的障害特別支援学校の新設を行い、過大・過密・長時間通学を解消すること。
- ② 特別支援学級を大幅に増設・充実し、一クラス6人以下の少人数にし、一人ひとりに応じて丁寧に対応ができるようにすること。
- ③ すべての学校に通級指導教室を置き、自分の学校の通級指導教室で学べるようにすること。
- ④ 安全な通学を保障するため、スクールバスの増車とともに、添乗は民間委託せず公的な介助員を配置すること。

4. 「いじめ」対策の強化について

- ① いじめの兆候があれば様子見せずただちに全教職員、保護者に知らせ連携するなど、いじめの対応を絶対に後回しにしないこと。学校現場では子どもの自主的活動の比重を高め、いじめを止める人間関係をつくる学校づくりをすすめること。被害者の安全を確保したうえで加害者にはやめるまで対応する、被害者・家族の知る権利を尊重すること。
- ② いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切にすること。子どもの権利条約の普及に努めること。
- ③ 学校で困難をかかえる子どもたちへの支援を一層強化するため、スクールカウンセラーの増員を図ること。
- ④ 教員の多忙化は、子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。
- ⑤ ネット・SNS（LINE等）を通じたいじめへの対策を強め、ネット上の言葉の暴力について、家庭まかせにせず、学校教育でもルールやモラルを教えること。

5. 競争とふるいわけの教育をあらためること

- ① 高校入学試験の学区統合のさらなる検証を行い、全県1学区等の学区拡大

を行わないこと。

- ② 業者テストである「進路選択支援機構」の中学生統一模試、および同内容の学習到達度テストを学校教育に持ち込ませないこと。
- ③ 全国いっせい学力テストを廃止するよう国に求めること。
- ④ トライやるウィークで自衛隊での職場体験は行わせないこと。

6. 教育の自由と自主性を保障し、子どもの豊かな成長をささえるために

- ① すべての子どもに基礎的な学力を保障することを学校教育の基本的な任務として重視すること。暗記ではない自然や社会のしくみがわかる知育、市民道徳の教育、体育、情操教育などバランスのとれた教育をおこなうこと。
- ② 市民道徳の教育を、憲法にもとづき、基本的人権の尊重を中心にすえ、子どもたちが自らモラルを形成できるようにすること。子どもの納得を無視して「規範意識」を叩き込むようなやりかたは、反人間的・反道徳的なものであり強制はやめること。
- ③ 教育振興基本計画については、「愛国心」の押し付けなど、教育の内容に介入するのではなく、行政は教育条件や教育環境の整備を責任もっておこなうこと。
- ④ 18歳選挙権が施行されるにあたり、生徒が自分の意見を養うために、学校現場が政治について、萎縮することなく自由に語ることができ、多様な意見にふれる場であることが肝要である。行政が「政治的中立性」の名目で、教育内容への介入や、教員や高校生が当然もっている思想信条の自由や政治的自由の権利を踏みにじることがないようにすること。

7. 教職員の条件整備

- ① 定数内の臨時講師や非常勤教師など非正規の待遇を改善するとともに、早急な定数改善を国にもとめ、県としてもただちに正規化への取り組みをすすめること。
- ② 教師間の連携・協力を妨げ、教師の管理統制を目的とした主幹教諭制度をやめること。また教員免許更新制を廃止するよう国に求めること。

第6. 県民の所得を増やして、内需主導の経済政策を

本県の経済は、緩やかに持ち直している、とされているものの、中小企業の景況は依然として厳しく、大多数の県民は増税と物価上昇、社会保障の改悪などの負担増で、ますます苦難を強いられている。

本県経済の景気回復、財政再建を図るためには、労働者の賃金を引き上げ、中小企業支援をいっそう強め、雇用の安定を保障するなど、県民の所得を増やし、内需主導による経済政策への転換が不可欠である。

(労働・雇用対策について)

1. 国に対し、最低賃金を時間額1000円に引き上げ、全国一律の制度とするよう国に求めること。また、最賃引き上げを、日本経済全体を底上げする経済対策の一環として位置づけ、最低賃金引き上げのための中小企業支援を抜本的に拡充を国に求めるとともに、県として独自の支援策を講じること。
2. 労働者派遣については、拡大する方向でなく、規制を強めるように抜本改正し、有期雇用を規制強化し、非正規雇用を期限の定めのない正社員化にするよう国に働きかけること。また、「限定社員制度」やホワイトカラー・エグゼンプションなどの労働法制の改悪に反対すること。
3. 本県で、神戸製鋼所の溶融炉廃止、ルネサスなど企業の工場閉鎖、合理化による大量解雇が相次いでいる。不当解雇、大リストラなどが行われないよう、解雇規制法の制定を国に働きかけるとともに、県においても企業に働きかけること。
4. 若者を違法な労働条件で働かせ、使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶に向けて、引き続き労働局と連携し取り組むこと。憲法や労働法で保障された権利や雇用者の義務を、労働者や学生に知らせる広報、啓発活動を強化すること。長時間・過密労働、「サービス残業」をなくして雇用をふやすよう、県下の経済団体、企業に働きかけること。
5. 過労死防止法にもとづき、啓発や相談体制の整備、民間団体が行う過労死防止に関する相談活動の支援策を講じること。
6. 新規卒業者の就職難、非正規、不安定雇用の増大など、県下の若者の雇用情勢は、深刻な実態にある。これを打開するために、労働局をはじめ、あらゆる関係機関との連携を強め、若者の就労支援対策を抜本的に強化すること。

7. 地元中小企業の人材確保を支援し、若者の安定した雇用を促進するために、地元中小企業にたいし、賃金（初任給）を引き上げる助成制度、新規の正規雇用に対する税の優遇、福利厚生面での支援策など、具体的な支援策を実施すること。
8. 離職者などの職業能力開発事業は、民間教育訓練機関まかせにせず、県が責任をもって行い、正規雇用につながる実効あるものにすること。
9. 出産・育児、その他の理由で離職した女性の雇用・就労支援を強化すること。産休・育休、介護休暇など、求職した労働者が不利益なく復職できるよう企業に働きかけること。中小企業へは特別の配慮をすること。
10. 公契約条例を制定し、県発注の事業で末端の下請け労働者まで、低賃金、低単価を改善し、賃金・単価を保障すること。

（中小企業対策について）

1. 雇用の約8割を占める本県の経済を支えている中小企業の振興を図るため、中小企業振興条例を制定し、中小企業予算を大幅に引き上げ、地場産業や地域産業の支援を強化すること。
2. 県の官公需発注にあたっては、分離分割発注をさらにすすめ、県内中小企業への発注を増やすこと。
3. 中小企業の研究開発や技術の高度化など、中小企業のものづくり支援機関として重要な役割を果たしている県立工業技術センターの産業技術職の定員が、この15年間に約半数の50人に減らされており、中小企業のニーズにこたえ、同センターの技術を継承発展させていくために、必要な増員をおこなうこと。
4. 地域経済活性化に効果の大きい住宅リフォーム助成制度は、全国で多くの自治体が実地している。兵庫県でも住宅リフォーム助成制度を創設すること。
5. 神戸製鋼所における相次ぐ労働災害について、労基署とも連携し、職場の

安全対策に万全を期すよう働きかけること。

6. 商店街の空き店舗に県内の産地直送品を扱う店を増やしたり、「買い物難民」と呼ばれる地域の高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みへの支援を抜本的に強化すること。
7. 原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換を飛躍的に促進するため、地産地消のエネルギー対策を地域住民と地域の中小企業、農林水産業などが連携して地域振興策として推進できるよう県として支援すること。
8. 大企業のための誘致・立地補助金や、三宮のオフィスへの減税などでなく、地域経済をささえる中小企業のための施策を充実すること
9. 住民参加で、地域の食材や地域資源など地域振興とあわせた観光対策を強化すること。
10. 金融機関における中小企業の融資に対し、強引な借換融資への誘導などが行われ、苦情の声が聞かれる。県として実態を調査し、金融機関に圧力的な融資をやめさせること。

第7. 大企業参入で農業・農村を壊す安倍「農政改革」でなく、 小規模農業の生産拡大で食料自給率を向上させる農政に転換を

安倍政権は、「農業所得の倍増」というスローガンを掲げているが、その中身は、TPP受け入れを前提に、圧倒的多数の農家を切り捨て、一部の経営に支援を集中するものである。兵庫県として、家族経営とその共同を中心にした農政の基本を破壊する安倍「農政改革」に反対し、TPP 撤退を求める立場を明確にするとともに、基幹産業としての農林水産業の本格的な再生と食料自給率

の向上、食の安全を守る県政への根本的転換を求める。

1. 国にたいし、農林水産業に壊滅的な打撃を与える TPP（環太平洋連携協定）撤退を強く求めること。FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）締結や、ミニマムアクセス米の義務的輸入、WTO 農業交渉など、輸入自由化・拡大路線をやめ、食料自給率を早期に 50%台に引き上げるよう求めること。県内自給率を向上させるための目標と計画を設定し、具体的な施策を遂行すること。
2. 生産調整の廃止など、米作りの生産費を 4 割削減する「農政改革」の中止を国に求めること。国が半額に減らした米直接支払いの 10 a 15000 円の復活等を求めること。県として交付金上乗せなど米作の経営安定と、消費拡大に取り組むこと。
3. 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。
4. 農地を担い手に集約する「農地中間管理機構」については、耕作放棄地の復旧を位置づけること、貸付先は地域農家を最優先すること、農民代表を機構の役員に選任することなど、制度運用の改善を国に求めること。
5. 集落営農や大規模農家に対する施設・機械導入などへの助成・低利融資など支援の充実とともに、家族営農を含む中小零細農家が農業を続けられるように抜本的に支援を充実するなど、担い手対策を行うこと。新規就農者への助成・支援を拡充すること。
6. 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業の継続を国に求め、小規模酪農家も含め支援すること。円安等による飼料高騰への緊急支援や、自給飼料米生産、耕畜連携への支援を県として行うこと。
7. 口蹄疫や鳥インフルエンザなど、家畜の伝染病対策について、防疫・治療研究とともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保険制度創設を含む営農保障、埋設場所、焼却対策の整備など対策を抜本的に強めること。
8. 食の安全を守るために

- ① BSE 全頭検査を復活・継続すること。
- ② 仮に TPP 参加による非関税障壁撤廃が求められた場合にも、食の安全を守る立場から、産地表示、遺伝子組み換え表示、農薬回数等の表示、トレーサビリティなどが継続されるよう求めるとともに、「ひょうご安心ブランド」など独自の認証も継続すること。
- ③ 食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなどを防ぎ食の安全を守るため、健康福祉事務所など検査体制の強化をおこなうこと。

9. 都市近郊農業の宅地並み課税をやめ、生産緑地の要件を緩和するよう国に求めるとともに、県として農業を都市づくりに位置付け、生産緑地指定拡大、直売所や体験農園などの取り組みへの支援充実に取り組むこと。

10. 鳥獣被害対策について、防護柵などの設置・更新への補助増額や駆除に参加する猟友会員への支援など、被害防除や駆除対策を引き続き強めること。被害を食い止めるとともに生息できる生態系を取り戻す研究と対策を強めること。電気柵の設置状況と安全点検を行うこと。

11. 小中学校の給食への県産農畜水産物などの供給や、中学校給食の実施への支援を強め、農政環境部・産業労働部・教育委員会などが連携し、販路拡大と食育に寄与する地産地消を抜本的にすすめること。米飯給食実施への補助制度を復活すること。

12. 木材の生産、水源の涵養、国土保全、生物多様性など森林の多面的な機能と林業の振興のために

- ① 林業労働者の計画的な育成と待遇改善をはかるため、「緑の雇用事業」の拡充と事業体への支援を国に求めるとともに、県としても行い、系統的な林業労働者の育成にとりくむこと。
- ② 県産材需要拡大のため、公共事業での県産材使用を拡大すること。県産材活用の住宅リフォーム助成制度を実施すること。
- ③ 自然環境に悪影響をあたえる広域基幹林道優先でなく、「作業道」の設置を計画的にすすめること。
- ④ 間伐材等によるバイオ燃料など、森林資源を活用した自然エネルギーの供給を促進する支援をおこなうこと。
- ⑤ 国の間伐補助の面積要件（5ha 以上）を従前の 0.1ha にもどして事業ごとの補助とするよう国に求めること。

- 1 3. 経費に見合う水産物価格の実現のために、価格保障、所得補償をはかるよう国に求めるとともに、共済制度の拡充や、水産資源保全のための休漁補償など、漁業経営の安定対策に県としてとりくむこと。 漁業への新規就業者支援を行うこと。
- 1 4. 瀬戸内海での藻場・干潟の再生や、栄養塩供給などの対策に環境保全と両立させながらとりくむこと。
- 1 5. 燃油高騰に対する支援を行うこと。
 - ① 軽油引取税の免税措置・農林漁業用輸入A重油にかかる免税措置・農林漁業用国産A重油にかかる還付措置の恒久化を国に求めること。
 - ② 「漁業経営セーフティネット構築事業」における燃油費の補填発動の基準を引き下げるよう国に求めること。
 - ③ 県として値上がりに対する補てんなど独自の支援を行うこと。
- 1 6. 農業用水路やため池等を活用した小規模水力発電やバイオマス発電への支援をはじめ、再生可能エネルギーの普及と農村の活性化のための住民主体の取り組みへの支援を充実すること。
- 1 7. 試験研究機関を、「行革」対象にすることなく、充実すること。

第8. 大型公共事業優先から、生活密着型の公共事業へ

安倍内閣は、防災・減災に名を借りつつ、財界の要望にそって大規模開発の復活、拡大をすすめる「国土強靱化」法を成立させた。そのもとで浜坂道路や新名神高速道路などの建設、名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路などの調査費など、高速道路網整備に多額の予算がすぎ込まれている。

その一方で大規模災害から県民の生命・財産を守るために建物やライフラインの耐震化、地すべりなどの危険箇所の対策などの防災対策や、道路橋梁など

の維持管理・老朽化対策に力を集中することが求められている。

将来の世代のためにも、莫大な費用を伴う高速道路などの新規建設を抑制し、維持管理・老朽化対策にシフトし、住民生活密着型の公共事業に転換し、中小企業への発注を増やすことが求められる。

1. 南海トラフ巨大地震に備える「津波防災インフラ整備5ヵ年計画」の実施に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したものとすること。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。ひきつづき防潮門扉等の電動化、遠隔操作化をすすめること。

2. 公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者にいたるまで、営業と生活が保障される内容に改革すること。

3. 住宅リフォーム助成制度の創設、耐震化補助制度の拡充、バリアフリー化の推進など、中小建設業者の仕事を増やすこと。

4. 「ひょうご・インフラメンテナンス10ヵ年計画」に基づく老朽化対策にあたっては、橋梁などの点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参加できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。特に点検、調査、事業化にあたっては、民間依存を改め、第3次行革プランによる職員の1割削減計画を止め、総合土木職、建築職など技術職、専門知識をもった技術職員の養成も行い、十分な人的体制を確保すること。

5. 財政難を加速させる高速道路を中心とした6基幹軸優先の道路政策を転換し、通学路の安全対策や生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。東播磨南北道路の延伸、新名神高速道路、名神湾岸連絡線、大阪湾岸線西伸部、播磨臨海地域道路、紀淡海峡連絡道路など不要不急の道路計画を中止すること。

また、西宮北有料道路無料化のさらなる前倒しを実施すること。

6. 空港事業について

① 関西国際空港と大阪国際空港の統合、両空港の運営権売却(コンセッション)がすすめられ、その相手先に神戸空港の運営権も売却しようとしている。新たな税負担、安全性軽視につながる運営権売却をやめること。

- ② 神戸空港及び関西国際空港 2 期に対する県の補助金や出資をやめること。
関西国際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を中止すること。
- ③ 大阪国際空港の安全・環境対策について、国の責任でこれまでの裁判結果や存続協定などを踏まえ、環境基準の達成にむけて、運用制限と発着枠を厳守すること。また、夜間離発着は、騒音による住民の犠牲と被害を拡大するものであり、住民合意なしにすすめないこと。
- ④ 但馬空港については、毎年 5 億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各市町も多額の負担を強いられている。今後の需要拡大の見通しもない中で、空港のあり方について、抜本的に見直すこと。

7. 神戸電鉄粟生線については、住民の足・公共交通を守るため、路線存続のための支援を継続し、運転本数などを利用者のサービス向上になるよう働きかけること。

8. 武庫川水系河川整備計画とダムについて

- ① 今後 20 年間、ダムに頼らない総合的な治水計画がつくられたが、その後においても、武庫川流域のダム計画はきっぱりと中止すること。
- ② 河床掘削や堤防補強など、武庫川の安全対策は十分にすすめること。その際、住民合意を重視すること。
- ③ 総合治水対策のなかで、将来の分担量目標が極めて低く設定されている流域対策の目標を引き上げ、抜本的に強化すること。
- ④ 天然鮎の遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

9. 河川整備・治水事業について

- ① 金出地ダムは、流域全体の総合治水の検討が不十分であり、見直し・中止すること。
- ② 河川整備については、下流からの改修だけにこだわらず、堤防の補強や危険箇所の改修を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。
- ③ 毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池や下水対策など予算を大幅に増やすこと。

10. 土砂災害警戒区域の対策を急ぐこと。また、特別警戒区域指定を早期に進めるとともに、指定に至る前でも既存住宅の構造強化に対する支援を行うこと。宅地開発を規制・抑制する開発指導を進めること。

1 1. 県営住宅について

- ① 安全で低廉な家賃の県営住宅の建設はさらに必要度を増している。第三次行革プランにもとづく県営住宅全体の削減計画をやめ、建て替え戸数の削減計画を見直し、新規の県営住宅の建設や民間住宅を借り上げるなど対策を拡充すること。
- ② 今年4月から減免制度の算定が課税所得から世帯の年間収入に基づく計算に変更がされ、家賃が大幅に引き上げられた入居者が多数発生している。家賃引き上げにつながる減免制度改定を撤回すること。
- ③ 一般会計の繰り入れにより、外壁補修などの計画補修、空家補修等の予算を大幅に増やし、部分補修や改築、エレベーターの設置など計画を立て、積極的にこなうこと。
- ④ 民間指定管理者による管理運営は、入居者の福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。県が管理運営に責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。
- ⑤ 入居者が低所得者であることに配慮した駐車料金にする事。
- ⑥ 介護や在宅療養が必要な入居者について、居住面積などを配慮すること。
- ⑦ 公営住宅の入居承継基準をもとに戻すこと。
- ⑧ UR 借上住宅住み替え問題については、希望者全員の継続入居を認めること。

1 2. 企業庁の事業について

- ① 地域整備事業については、事業ごとに過年度も含めて収支、資産負債状況、事業内容がわかるようにする事。また、先行取得用地をはじめ、用地全てについて時価、含み損も含めて県民に明らかにすること。
- ② 安すぎる工業用水料金を改定し、大幅に値上げすること。高い県水の市町への押し付けをやめること。
- ③ (株)夢舞台事業を抜本的に見直すこと。天下り役員ポストをなくすこと。

1 3. 国の直轄事業負担金の全廃を国に強く求めること。

第9. 芸術・文化活動を支え、スポーツ振興を基本にする る県政に転換を

文化・スポーツの振興のため、県民が日常的に文化・芸術・スポーツを楽しむ労働環境づくりや低廉で利用できる国や県の支援がいそがれている。

1. 「スポーツは国民の権利」という基本理念を位置付けたスポーツ基本法は、「国」と「地方公共団体」のその推進の責務を規定している。現在、検討されている「県推進計画」にもとづき、「身近なスポーツ施設の整備計画」と「指導員等の施設への配置計画」をすすめること。
2. 「文化・芸術振興基本条例」を制定し、文化・芸術の活動を保障し、支援すること。また、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。
3. 県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。
4. 文化・スポーツ施設は、低廉で使いやすい施設とすること。高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化をすすめること。

第10．警察行政について

県民の安心・安全を保障するべき県警察への市民警察としての役割は強まっている。一方、相次ぐ不祥事の原因と反省など、県民の信頼を得るための警察刷新を進めることが求められている。

1. 信号機設置箇所を増やすなど、交通安全対策のため予算を拡充すること。
2. 認知症での行方不明者の搜索や未然に防ぐ対策を強化すること。
3. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、すべての捜査の全体を可視化すること。また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。
4. 大麻問題や覚せい剤、MDMA、危険ドラッグなどの薬物対策を強化する

こと。

5. 山口組など暴力団への徹底取り締まり・捜査を行い、銃器犯罪の取り締まりを強化すること。また、暴力団排除条例の運用については、県民に対し、相互監視、プライバシーの権利の侵害につながらないようにすること。
6. ヤミ金・振り込め詐欺や・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストーカー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。
7. 市民生活の安全を守る地域警察官の比率を高め、要望の強い地域での交番の設置をすすめること。公安委員会の独立した事務局の設置や、委員の住民推薦・公選制の導入などの改革をすすめること。
8. 憲法で保障された「言論の自由」を侵害するような、選挙活動への介入やビラ配布・署名活動に対する干渉・妨害行為は、やめること。